



## 認知症高齢者グループホーム火災を踏まえた今後の対応方針について

### 予防課

#### 1 はじめに

消防庁では、平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討を行うため、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を発足させ、検討を開始します。

#### 2 長崎県長崎市グループホーム火災の概要

平成25年2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、死者4名、負傷者8名という重大な人的被害を伴う火災が発生しました。この火災の概要は次のとおりです。

発生日時	平成25年2月8日(金) 時刻については調査中
覚知日時	平成25年2月8日(金) 19時43分
発生場所	グループホームベルハウス東山手(長崎県長崎市東山手町)
建物用途	複合用途防火対象物(グループホーム、事務所、住宅)
施設概要	昭和40年11月18日に建築 鉄骨造一部木造(4階建て)
延べ面積	グループホーム部分(1・2階)の延べ面積は270.36㎡ (建物全体は529.4㎡)
消防用設備等	消火器、自動火災報知設備、誘導灯、消防機関へ通報する火災報知設備
焼損程度	部分焼(焼損床面積については、現在調査中)
出火原因	現在調査中

なお、認知症高齢者グループホーム等へのスプリンクラー設備の設置基準については、平成18年1月に発生した長崎県大村市グループホーム火災を踏まえ、平成19年6月に消防法施行令が改正され(平成21年4月施行)、従前は延べ面積1,000㎡以上としていたところ、延べ面積275㎡以上とする基準の強化が図られました。今回火災が発生した施設は、グループホーム部分の延べ面積が270㎡程度であるため、消防法令上、スプリンクラー設備の設置を要するものではありませんでした。

#### 3 火災に対する消防庁の対応について

消防庁では、長崎県から火災発生 の報告を受け、消防庁予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を行いました。情報収集を行う中で、この火災において死者が多数発生した状況が明確になったことから、同日23時30分、消防法第35条の3の2の規定に基づく「消防庁長官の火災原因の調査(特に必要があると認められた場合)」を実施することを決定し、翌2月9日から、職員を現地に派遣し、火災原因調査を実施しました。

2月12日には、認知症高齢者グループホーム等に係

る類似の火災を防止するため、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」(消防予第56号予防課長通知)を発出し、全国の消防本部に対して、認知症高齢者グループホーム等について防火安全対策の徹底を図るよう要請しました。

#### 4 検討体制等について

「予防行政のあり方に関する検討会」(委員長:平野敏右東京大学名誉教授)の下に「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催し、検討する体制としています。

検討委員(敬称略、五十音順)		
荒井 伸幸	東京消防庁予防部長	
安藤 勝	千葉市消防局予防部長	
石崎 和志	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長	
上田 孝志	札幌市消防局予防部長	
勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長	
河村 真紀子	主婦連合会事務局次長	
佐々木 勝則	公益社団法人日本認知症グループホーム協会常務理事	
柴原 慎仁	長崎市消防局予防課長	
渋谷 芳生	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長	
次郎丸 誠男	危険物保安技術協会特別顧問(元消防研究所所長)	
野村 歡	元国際医療福祉大学大学院教授	
室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授	
山田 常圭	消防庁消防研究センター上席研究官	

この検討部会では、次の事項について検討することを予定しています。

- (1) 認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」火災の概要と課題の整理
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における防火対策のあり方

なお、この検討部会に先立ち、認知症高齢者グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置状況や防火管理状況等の実態について調査を開始するとともに(平成25年2月22日消防予第454号予防課長通知)、厚生労働省と連携し、スプリンクラー設備の未設置施設に対して、その理由の確認等を行っています。

#### 5 今後の予定

3月11日に第1回検討部会を開催し、本年夏ごろを目途に報告書を取りまとめる予定にしています。

<p>問い合わせ先 消防庁予防課 竹本・河口 TEL: 03-5253-7523</p>
--